

昭和 38 年

工 業 用 地 統 計 表

(含工業用水)

昭和 40 年 3 月

通商産業大臣官房調査統計部

序

工業用地および工業用水は工業の発展を左右する大切な生産条件であって、その実態を明らかにする全国的な統計資料の整備は是非とも必要なものと考えられます。

通商産業省では、さきに統計報告調整法に基づく承認統計調査として、昭和36年の工業統計調査に付帯して第1回の工業用地調査を実施しましたが、その重要性にかんがみ昭和38年の工業統計調査では、工業用地に関して指定統計である工業統計調査の調査事項として調査いたしました。

本書が関係当局において、有効適切に活用されることはもちろんのこと、工業用地用水問題に関心をもたれる各方面において、広く利用されることを期待します。

昭和40年3月

通商産業大臣官房 調査統計部長 柳井孟士

利 用 上 の 注 意

A 工業統計調査について

1. 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とします。

2. 調査の根拠

工業統計調査は、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によつて実施される「指定統計調査」（指定統計第10号）であります。（工業統計調査規則については付録を参照してください。）

3. 調査の期日

昭和38年工業統計調査は昭和38年12月31日現在で実施しました。

4. 調査の範囲

日本標準産業分類（昭和26年統計委員会告示第6号）に掲げる大分類F—製造業に属する事業所（国および公共企業体に属する事業所を除く。）であります。

5. 調査の方法

従業者10人以上の事業所（製造、加工または修理を行なつていない本社または本店を除く。）については「工業調査票甲」、従業者9人以下の事業所（製造、加工または修理を行なつていない本社または本店を除く。）については「工業調査票乙」、事業所2以上を経営する企業の本社または本店については「工業調査票丙」によつて申告者の自計申告によりました。

6. 公 表

昭和38年工業統計調査の集計結果は、昭和38年工業統計表「産業編」、「品目編」、「企業編」、および「工業用地統計表（含工業用水）」としてそれぞれ公表する予定です。

また、各編はつきのような統計表からなつています。

(1) 産 業 編

第1部 事業所に関する統計表

1. 総合統計表（昭和34～38年）

〔産業細分類別事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額あるいは粗付加価値額、有形固定資産額〕

2. 産業別統計表

イ 〔産業細分類別事業所数、従業者数、常用労働者年間月平均数、現金給与総額、原材料使用額等（内訳）、製造品出荷額等（内訳）、内国消費税額、生産額および付加価値額（従業者4人以上の事業所）〕

ロ 〔産業細分類別従業者数（内訳）および現金給与総額（内訳）（従業者4人以上の事業所）〕

ハ 〔産業細分類別在庫額（内訳）および有形固定資産（内訳）（従業者10人以上の事業所）〕

ニ 〔産業細分類別事業所数、従業者数（内訳）および製造品出荷額等（内訳）（従業者3人以下の事業所）〕

3 従業者規模別統計表（従業者4人以上の事業所）

イ 〔産業細分類別、従業者規模別事業所数、従業者数、常用労働者年間月平均数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額および付加価値額〕

ロ 〔産業中分類別、従業者規模別在庫額（内訳）および有形固定資産（内訳）〕

4. 都道府県別統計表

- イ【規模別総括事項（都道府県別事業所数、従業者数、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額）】
- ロ、ハ【産業中分類別、小分類別、都道府県別事業所数（総計、従業者30～299人のもの、従業者300人以上のもの）、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、生産額および付加価値額（従業者4人以上の事業所）】
- ニ【産業中分類別、都道府県別在庫額（内訳）および有形固定資産（内訳）（従業者4人以上の事業所）】
- ホ【産業中分類別、都道府県別事業所数、従業者数（内訳）および製造品出荷額等（内訳）（従業者3人以下の事業所）】
- 5 1事業所当たりおよび従業者1人当たりに関する統計表（従業者4人以上の事業所）
 - イ【産業細分類別、1事業所当たり従業者数、製造品出荷額等、生産額、付加価値額、在庫額および有形固定資産額】
 - ロ【産業細分類別、従業者1人当たり製造品出荷額等および付加価値額】
 - ハ【産業細分類別、常用労働者1人当たり現金給与額】

(2) 品目編

第1部 製造品に関する統計表

- 1【品目別出荷、在庫および産出事業所数】
- 2【2桁分類別、品目群による都道府県別出荷金額】
- 3【都道府県別出荷数量および金額】
- 4【産業別出荷、製造品に関する統計】

第2部 加工品に関する統計表

- 1【品目別加工賃収入額および産出事業所数】
- 2【2桁分類別、品目群による都道府県別加工賃収入額】
- 3【指定品目別、都道府県別加工賃収入額】

(3) 企業編

企業編（そのⅠ）

- 1.【産業別、経営組織別（会社については資本金階層別）、事業所数、従業者数、現金給与総額、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産額（内訳）】
- 2.【品目別、経営組織別出荷額および出荷率の統計表】

企業編（そのⅡ）

- 3.【企業数および本社本店に関する統計表】
- 1.【企業数およびこれに属する事業所の地域分布表】
- 2.【産業別、経営組織別（会社については資本金階層別）、企業数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産額（内訳）】
- 3.【産業別、従業者規模別、企業数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、粗付加価値額、有形固定資産額（内訳）】
- 4.【企業の産業分類について】
〔企業の産業把握率表および品目把握率表等〕

B 昭和38年工業用地統計表（本編）について

工業用地に関する調査は從来、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計調査として、工業統計調査に付帯して実施しましたが、この調査の結果が国および地方公共団体の行政施策の資料として重要であり、また工業統計調査の集計結果と密接な関係があること等を考慮して、昭和

38年から工業統計調査の指定項目として調査することにしました。

以下、昭和38年工業用地統計表についての注意事項は次のとおりあります。

1. 調査対象の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類F—製造業に属する事業所（国および公共企業体に属する事業所を除く。）で、従業者30人以上の事業所であります。

2. 集計事項の説明

- (1) 事業所数および従業者は、それぞれ昭和38年12月31日現在の数字であります。
- (2) 従業者数は、常用労働者数と個人事業主および家族従業者数の合計であります。
- (3) 現金給与総額は、昭和38年1年間の常用労働者に対して、きまつて支給された給与および特別に支払われた給与（期末給与等）の額とその他の給与額（常用労働者に対する退職金および臨時日雇労働者に対する諸給与等）の総額であります。
- (4) 原材料使用額等は、昭和38年1年間に於ける原材料使用額、燃料使用額、電力使用額および委託生産費の総額であります。

原材料および燃料使用額は、下請工場に支給したものと自ら下請をする場合は、他の企業から支給されたものを除いています。金額は運賃諸掛込みの購入価格によっています。

- (5) 製造品出荷額は、昭和38年1年間に於ける製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くずおよび廃物の出荷額の総額であります。

製造品出荷額は、事業所の所有に属する原材料によって製造された製品をその事業所から出荷した場合に、それらの製品の工場出荷値段によつたものであり、同一企業に属する他の事業所への引渡しを含んでいます。

- (6) 付加価値額は次の算式によつています。

付加価値額=生産額-原材料使用額等-製造品出荷額に含まれる内国消費税額-減価償却費
なお、上記の生産額は次の算式によつています。

生産額=製造品出荷額等+（製造品年末在庫額-製造品年初在庫額）+（半製品および仕掛品の年末額-半製品および仕掛品の年初額）

- (7) 有形固定資産投資総額は、昭和38年1年間に於ける数字であります、次の算式によつています。

投資総額=新規および中古資産の取得額+建設仮勘定の増加額-建設仮勘定の減少額
有形固定資産には、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具備品および土地が含まれています。

有形固定資産の取得額は、有形固定資産の購入、建設、自家製品、同一企業に属する他の事業所からの受入れ、増改築および建設仮勘定からの振替等の金額等であります。

8) 事業所敷地面積

事業所敷地面積とは、昭和38年12月31日現在において、事業所の帳簿に計上してある土地価格に對応する事業所敷地面積ですが、事業所敷地面積を賃借している場合は、その賃借している面積の合計です。また、事業所の隣接地にある拡張予定地または、その隣接地を生産工程以外たとえばグランド、寄宿舎等に使用していても、事業所用地として帳簿に計上してあれば事業所敷地にしております。なお、事業所敷地外にある社宅、寄宿舎、貯木場および専用倉庫は除いておられます。

9) 事業所建築面積

(8)の事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積をいいます。また、昭和38年12月31日現在建築中のものであつても、帳簿に計上（建設仮勘定として計上）したものは含まれます。

10) 事業所延建築面積

事業所敷地内にある全建築物の各階の面積の合計です。

11) 用地取得の地目別内訳

(イ) 取得面積は、昭和37年1月1日より12月31日まで（昭和37年）と昭和38年1月1日より同年12月31日まで（昭和38年）各1カ年の間に工場用地として買入契約を締結したものの面積であります。

対価支払がなくても、買入契約が成立すればその契約分は含まれます。

(ロ) 公有水面（河、海、湖、沼、その他公共の用に供する水流または水面で、國の所有に属するものをいいます。）埋立の免許を受けた場合は、許可をもつて買入契約とし、この場合、許可面積をもつて取得面積（許可時に海面、水面であつても）として計上しています。

② 工業用水

(イ) 工業用水は、昭和38年1月1日より12月31日までの1年間に事業所で使用した工業用水の量を操業日数で除した水量「1日当たり立方メートル」であります。

(ロ) 淡水の内数である回収水は、事業所内のある工程で一度使用した水を、回収装置を通じて、その工程あるいは他の工程でもう一度使用した水の使用量です。

(ハ) 海水とは、海水をそのまま使用した場合の使用量です。

3. 公表形式について

(1) 事業所の規模区分は、昭和38年12月31日現在の従業者数によっています。

(2) 各都道府県の区域範囲は、昭和38年12月31日現在の区域範囲によっています。

(3) 統計表のうち「—」は零を、「0」は金額の百万円未満のもの、「…」は不詳のものを表わし、また「x」は1または2の事業所に関する数字であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告書の秘密がもれるおそれがあるので、秘匿した個所であります。秘匿した数字は、もよりの欄の数字と合算し、これをイタリックで表わしてあります。

(4) 金額は百万円単位で表示されてありますが、百万円未満は切り捨ててあるため、合計と内訳の計とは一致しません。

質疑の問合せ先

この統計表について質疑のある場合は、通商産業大臣官房調査統計部工業統計課、東京都千代田区霞ヶ関3の1（電話東京 501-1511 内線 396）あてに連絡して下さい。

目 次

序

利用上の注意

第1表	総括統計表	2
第2表	産業分類別統計表	6
第3表	産業中分類別統計表	26
第4表	都道府県別・産業中分類別統計表	32
第5表	用地取得面積の地目別内訳	78
1.	産業細分類別	78
2.	産業中分類別、規模別表	98
3.	都道府県別、産業中分類別表	104
付	録	150